

人事行政の運営等の状況の公表について

平成30年10月

青森市総務部人事課

～ 目 次 ～

1 職員の任免及び職員数に関する状況	—————	P1
2 職員の人事評価の状況	—————	P3
3 職員の給与の状況	—————	P4
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	—————	P7
5 職員の休業の状況	—————	P9
6 職員の分限及び懲戒処分の状況	—————	P10
7 職員のサービスの状況	—————	P11
8 職員の退職管理の状況	—————	P12
9 職員の研修の状況	—————	P13
10 職員の福祉及び利益の保護の状況	—————	P14
11 等級及び職制上の段階ごとの職員数	—————	P16

(注)本公表における対象職員は、特に注意書きがない限り、一般職に属する職員であり、再任用職員及び退職者を含み、臨時的任用職員、非常勤職員を除きます。

※目次「1 職員の任免及び職員数に関する状況」から「10 職員の福祉及び利益の保護の状況」までは、地方公務員法第58条の2に基づく報告について、同条第3項に基づき取りまとめた内容です。

※目次「11 等級及び職制上の段階ごとの職員数」については、地方公務員法第58条の3に基づく報告について、同条第2項に基づき取りまとめた内容です。

【関係法令】地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、サービス、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

（等級等ごとの職員数の公表）

第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 総職員数

(単位：人)

区 分		条例定数	H29. 4. 1 a		H30. 4. 1 b		比較 b-a	
市長事務部局	市民病院を除く事務部局	1,428	1,292	(95)	1,289	(84)	△3	(△11)
	市民病院	705	611	(1)	602	(1)	△9	(0)
議会事務部局		22	16	(0)	16	(0)	0	(0)
教育委員会	事務部局	188	170	(5)	158	(3)	△12	(△2)
	学 校	126	105	(13)	108	(9)	3	(△4)
選挙管理委員会事務部局		11	7	(0)	7	(0)	0	(0)
監査委員会事務部局		9	8	(0)	8	(0)	0	(0)
農業委員会事務部局		19	12	(2)	12	(2)	0	(0)
公営企業	水道事業	165	148	(20)	144	(18)	△4	(△2)
	自動車運送事業	154	133	(19)	124	(19)	△9	(0)
計		2,827	2,502	(155)	2,468	(136)	△34	(△19)

(注) () 内は、再任用短時間勤務職員数(外数)です。

(2) 部門別職員数

(単位：人)

部 門		H29. 4. 1 a		H30. 4. 1 b		比較 b-a	
一般行政部門	議 会	16	(0)	16	(0)	0	(0)
	総 務	303	(34)	314	(25)	11	(△9)
	税 務	109	(3)	107	(2)	△2	(△1)
	民 生	217	(4)	224	(3)	7	(△1)
	衛 生	168	(14)	155	(9)	△13	(△5)
	労 働	3	(0)	3	(0)	0	(0)
	農林水産	80	(4)	78	(4)	△2	(0)
	商 工	56	(1)	60	(1)	4	(0)
	土 木	188	(21)	182	(22)	△6	(1)
小 計	1,140	(81)	1,139	(66)	△1	(△15)	
特別行政部門	教 育	275	(18)	266	(12)	△9	(△6)
公営企業等 会計部門	病 院	611	(1)	602	(1)	△9	(0)
	水 道	148	(20)	144	(18)	△4	(△2)
	交 通	133	(19)	124	(19)	△9	(0)
	下 水 道	94	(12)	91	(13)	△3	(1)
	そ の 他	101	(4)	102	(7)	1	(3)
	小 計	1,087	(56)	1,063	(58)	△24	(2)
合 計		2,502	(155)	2,468	(136)	△34	(△19)

(注1) () 内は、再任用短時間勤務職員数(外数)です。

(注2) 各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものであり、各部局等に配置されている職種区分とは異なります。

(3) 職種別職員数

(単位：人)

職種区分	H29. 4. 1 a	H30. 4. 1 b	比較 b-a
事 務	1,195	1,194	△1
電 気	70	66	△4
機 械	50	47	△3
土 木	135	134	△1
建 築	36	35	△1
化 学	22	22	0
農 林	17	17	0
水 産	4	4	0
生 物	2	2	0
そ の 他 の 技 師	1	1	0
保 育 士	5	6	1
栄 養 士	9	9	0
保 健 師	47	47	0
医 師	62	60	△2
獣 医 師	4	3	△1
薬 剤 師	30	30	0
看 護 師	409	402	△7
診 療 放 射 線 技 師	27	27	0
臨 床 検 査 技 師	31	30	△1
臨 床 工 学 技 士	5	5	0
理 学 療 法 士	6	6	0
そ の 他 の 医 療 職	10	10	0
バ ス 運 転 士	84	76	△8
技 能 労 務	218	212	△6
教 育	23	23	0
計	2,502	2,468	△34

※「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づき公益的法人等に派遣されている職員については、該当派遣先の機関において属している職務の性格によりそれぞれ該当する部門に分類しました。

(4) 地位別職員数

(単位：人)

区分	H29.4.1 a	左のうち男女別		H30.4.1 b	左のうち男女別		比較 b-a	左のうち男女別	
		男	女		男	女		男	女
部長級	30	26	4	30	26	4	0	0	0
次長級	44	39	5	43	37	6	△1	△2	1
課長級	218	186	32	212	181	31	△6	△5	△1
主幹級	268	222	46	265	217	48	△3	△5	2
主査級	681	448	233	671	426	245	△10	△22	12
一般職員	1,261	648	613	1,247	655	592	△14	7	△21
計	2,502	1,569	933	2,468	1,542	926	△34	△27	△7

(5) 年齢別職員数

(単位：人)

区分	～20歳	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳以上	計
H29.4.1 a	20	118	223	296	426	509	378	304	201	27	2,502
H30.4.1 b	18	120	201	292	381	516	416	296	199	29	2,468
b-a	△2	2	△22	△4	△45	7	38	△8	△2	2	△34

(6) 平成29年度職員採用試験実施状況

① 大学卒業程度

(単位：人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
事務	22	207	177	35	19	9.3
事務(企業等職務経験者)	若干名	50	47	4	1	47.0
電気	3	6	5	3	1	5.0
電気(企業等職務経験者)	若干名	2	2	1	1	2.0
機械	5	2	2	1	0	-
機械(企業等職務経験者)	若干名	0	0	0	0	-
土木	4	4	1	1	1	1.0
土木(企業等職務経験者)	若干名	3	3	2	1	3.0
建築	3	6	5	3	1	5.0
建築(企業等職務経験者)	若干名	2	2	2	0	-
農林	若干名	1	1	0	0	-
水産	若干名	7	5	2	1	5.0
水産(企業等職務経験者)	若干名	0	0	0	0	-
消防	2	55	54	5	2	27.0
臨床心理士	若干名	2	2	2	1	2.0

② 高校卒業程度

(単位：人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
事務	8	53	51	15	8	6.4
電気	若干名	0	0	0	0	-
機械	3	0	0	0	0	-
土木	若干名	2	2	2	1	2.0
建築	若干名	1	0	0	0	-
消防	5	57	56	13	8	7.0

③ 障がい者

(単位：人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
事務(大学卒業程度)	若干名	6	6	2	0	-
事務(高校卒業程度)	若干名	2	2	1	0	-

④ 医療職

(単位：人、倍)

試験職種	採用予定人数	申込者数	受験者数	1次試験合格者数	最終合格者数	競争率
獣医師	若干名	0	0	0	0	-
薬剤師	3	3	3	3	3	1.0
看護師	22	36	33	26	26	1.3
看護師(専任教員)	1	0	0	0	0	-
保健師	若干名	8	8	4	2	4.0
臨床検査技師	若干名	4	4	1	1	4.0

2 職員の人事評価の状況

(1) 能力評価

評価方法	評価期間において職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力が標準職務遂行能力に照らしてどうであるかを評価項目ごとに5段階の評語で評価する。
評価期間（評価基準日）	平成28年10月1日～平成29年9月30日（8月1日）
対象者	すべての一般職の職員
実施者数	<p style="text-align: right;">2,597人</p> （内訳） 市長事務部局（市民病院を含む。） : 1,949人 議会事務部局 : 16人 教育委員会（事務部局・学校） : 285人 選挙管理委員会事務部局 : 7人 監査委員事務部局 : 8人 農業委員会事務部局 : 14人 公営企業（水道事業・自動車運送事業） : 318人

(2) 業績評価

評価方法	職位に応じて当該ポストにある職員が、評価期間において具体的に果たすべき役割を個人目標の形で明確にして、そのプロセスや到達水準も勘案しつつ、それがどのくらい達成されたかを5段階の評語で評価する。
評価期間（評価基準日）	平成29年4月1日～平成30年3月31日（2月1日）
対象者	すべての一般職の職員
実施者数	<p style="text-align: right;">2,551人</p> （内訳） 市長事務部局（市民病院を含む。） : 1,908人 議会事務部局 : 16人 教育委員会（事務部局・学校） : 282人 選挙管理委員会事務部局 : 7人 監査委員事務部局 : 8人 農業委員会事務部局 : 14人 公営企業（水道事業・自動車運送事業） : 316人

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	前年度の人件費率
28年度	H29.1.1 人 290,137	千円 116,114,625	千円 2,251,564	千円 12,181,562	% 10.49	% 10.65
29年度	H30.1.1 人 287,574	千円 120,936,172	千円 2,045,727	千円 11,906,599	% 9.85	% 10.49

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期 末・ 勤 勉 手 当	計 B	
28年度	人 1,402	千円 5,298,543	千円 962,083	千円 1,886,626	千円 8,147,252	千円 5,811
29年度	人 1,415	千円 5,089,629	千円 973,245	千円 1,942,749	千円 8,005,623	千円 5,658

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、各年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

平成29年4月1日現在

区分	一 般 行 政 職		
	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢
青森市	円 305,538	円 369,389	歳 41.9
国	330,531	—	43.6

- (注) 平均給与月額は、給料月額、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などを含みます。
 (この内容に対応した国の平均給与月額は公表されていません。)

(4) 初任給の状況（一般行政職） 平成29年4月1日現在

区分	青 森 市		国
	初任給	採用2年 経過日	
大学卒	円 179,200	円 192,700	同じ
高校卒	147,100	156,800	

(5) 経験年数別及び学歴別平均給料月額の状況（一般行政職）

平成29年4月1日現在

区分	経験年数7年 以上10年未満	経験年数10年 以上15年未満	経験年数15年 以上20年未満
大学卒	円 240,800	円 262,900	円 321,800
高校卒	213,100	238,000	275,000

- (注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用されている場合は、採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

平成29年4月1日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な 職務内容	主事 技師	主事 技師	主査	主幹	主幹	課長 副参事	次長 参事	部長 理事	
職員数	人 172	人 254	人 435	人 71	人 98	人 130	人 37	人 24	人 1,221
構成比	% 14.1	% 20.8	% 35.6	% 5.8	% 8.0	% 10.6	% 3.0	% 2.0	% 100.0

(7) 職員手当の状況

①扶養手当、住居手当及び通勤手当

平成29年4月1日現在

区 分	青 森 市	国
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者…10,000円 ・子…8,000円 ・その他 1人につき…6,500円 (配偶者がいない場合の子…10,000円、その他…9,000円) ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 …1人につき5,000円を加算 	同 じ
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・借家、借間…限度額27,000円 	同 じ
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合支給 <ul style="list-style-type: none"> ・バスなどの利用者…限度額70,000円 ・自動車などの使用者 四輪自動車以外…2,000円～24,500円 四輪自動車 ……2,000円～46,000円 	バスなどの利用者 …限度額55,000円 自動車などの使用者 …2,000～31,600円

②特殊勤務手当及び時間外勤務手当

区 分	全 職 種	
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成29年度)	32.3 %
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (平成28年度)	90,043 円
	手当の種類 (平成29年度)	42 種類
	代表的な手当 (平成29年度)	税務手当 清掃業務手当 下水処理作業手当
時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給年額 (平成28年度)	276,951 円

③期末・勤勉手当の支給割合

(平成29年度)

区 分	青 森 市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
年度計	2.50月分 (1.40月分)	1.70月分 (0.80月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.80月分 (0.875月分)
前年度比	増減なし (増減なし)	+0.15月分※ (+0.05月分)	増減なし (増減なし)	+0.10月分 (+0.075月分)

(注1) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

※ 人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告等を勘案し、引き上げたもの。

④退職手当

平成29年4月1日現在

区 分	青 森 市		国
	自己都合退職	勸奨・定年退職	
勤続 年数	20年	20.445月分	同 じ
	25年	29.145月分	
	35年	41.325月分	
	最高支給 限度額	49.590月分	
定年前早期 退職特例措置	2%~20%加算		2%~45%加算
1人当たり 平均支給額	20,473千円		—

(注) 1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した全職員に支給した退職手当の平均です。

(8) 特別職の報酬などの状況

平成29年4月1日現在

区 分	給料・議員報酬月額	期 末 手 当
市 長	1,000,000円 (750,000円)	(平成29年度支給割合)
副市長	788,000円 (669,800円)	6月期 1.450 月分
議 長	658,000円 (613,000円)	12月期 1.700 月分
副議長	603,000円 (562,000円)	計 3.150 月分
議 員	580,000円 (541,000円)	(前年度比 +0.10月分)

(注) 給料・議員報酬月額については、青森市特別職の職員の給与に関する条例附則の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、() 内の額となっています。

(9) その他

期末・勤勉手当の支給割合以外の項目は、当該年度の給与改定が反映されていない数値です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、条例で規定しています。

下記が一例となりますが、勤務する施設等の業務時間等により勤務時間が異なる場合があります。

区 分	例
1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
開始時刻	8時30分
終了時刻	17時00分

(2) 一般職員の年次有給休暇

区 分	内 容
付与日数(1年間)	20日
繰越限度日数(1年間)	20日以内
平均取得日数(H29年度実績)	12.2日

(3) 特別休暇の取得状況(平成29年度)

区 分	期 間	取得期間	対象者(人)
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	1日	1
裁判員、証人等として国会、裁判所等に 出頭する場合	必要と認められる期間	4.5日	1
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間	0	0
ボランティア活動に参加する場合	5日以内	0	0
結婚する場合	連続する7日以内(週休日及び休 日を除く)	216日	33
女子職員の出産	出産の予定日以前8週間(多胎妊 娠の場合は14週間)及び出産の日 後8週間	3,793日	64
職員が生後満1年6か月に達しない乳児の 授乳等を行う場合	1日2回 各60分以内の期間	1,538h	21
妊婦の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにつ き、1日を通じて1時間以内	126h	2
妊娠中及び出産後1年以内の女子職員が健 康診査を受ける場合	・妊娠満23週までは4週間に1回 ・妊娠満24週から満35週までは2 週間に1回 ・妊娠満36週から出産までは1週 間に1回 ※それぞれ1回について1日の正規 の勤務時間の範囲内で必要と認め られる期間	19.55日	12
妻が出産する場合	職員の妻が出産した日以降30日以 内において4日以内	84.55日	32
育児参加をする場合	5日以内	37.06日	13
負傷又は病気の中学校就学前の子の看護 をする場合	5日以内(養育する中学校就学の 始期に達するまでの子が2人以上 の場合は10日以内)	1,370.7日	351
短期の介護をする場合	5日以内(要介護者が2人以上の場 合は10日以内)	284.06日	63
親族が死亡した場合	親族に応じ連続する日数	909日	334
配偶者、子及び父母を追悼する場合	回忌等の祭事や法事に対して1日	72日	62
夏季における心身の健康の維持・増進等	6月から9月までの期間において4 日以内	8,668日	2,315
災害により滅失等した住居の復旧作業等	7日以内	0	0
災害・交通機関の事故等により出勤が著 しく困難な場合	必要と認められる期間	10.26h	9
災害時に通勤途上の身体の危険を回避す る場合	必要と認められる期間	0	0

(4) 病気休暇の取得状況(平成29年度)

(単位：日、人)

区 分	期 間	日 数	対象者(実人数)
公務上の負傷疾病	療養に必要と認める期間	98.58	7
結核性疾病	1年以内において医師の必要と認められた期間	108.00	2
女子職員の生理	2日以内の期間	61.00	7
上記以外の負傷又は疾病	90日以内の期間(任命権者が特に必要と認めるものは180日以内)	8,664.42	187
計		8,932.00	203

(注) 日数は、週休日を含む日数です。

(5) 介護休暇の取得状況(平成29年度)

(単位：人)

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	1	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	0	0	0

(単位：人)

区分	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	1	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0	0

(注) 介護休暇…配偶者等で2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する6月の期間内において必要と認められる期間取得できます。

5 職員の休業の状況

育児休業等の取得状況

(単位：人)

区分	平成29年度の取得者数			区分	平成29年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務者数
男性職員	3	0	0	男性職員	47	1	0	0
	0	0	0					
女性職員	37	13	1	女性職員	37	37	0	0
	38	10	2					
計	40	13	1	計	84	38	0	0
	38	10	2					

(注1) 育児休業…子が3歳に達する日まで休業することができます。

部分休業…子が小学校就学の始期に達する前日まで、1日を通じて2時間以内で休業することができます。

育児短時間勤務…子が小学校就学の始期に達する前日まで、条例等で定める短時間勤務形態での勤務となります。

(注2) 上段は平成29年度に新たに取得した者の数

下段は平成28年度以前から引き続いて取得している者の数

(1) 育児休業承認期間（平成29年度中に新たに取得した職員について）

(単位：人)

区分	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	計
男性職員	1	2	0	0	0	0	3
女性職員	3	20	3	3	0	8	37
計	4	22	3	3	0	8	40

(2) 部分休業承認期間（平成29年度中に新たに取得した職員について）

(単位：人)

区分	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	計
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	5	0	1	1	3	3	13
計	5	0	1	1	3	3	13

1日の部分休業取得時間（平均）

区分	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	計
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	2	7	1	3	13
計	2	7	1	3	13

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、公務能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をする権限を任命権者に認める処分であり、他方、職員の身分保障の観点からはその処分権限を発動し得る場合を限定したものです。

①分限処分の種類

- ア 免職 公務能率を維持する見地から、職員をその意に反してその職を失わせること。
- イ 休職 職員に職を保有させたまま、一定期間職務に従事させない処分のこと。
- ウ 降任 職員の現に有する職よりも下位の職に任命する処分のこと。
- エ 降給 職員が現に決定されている給料よりも低い額の給料に決定する処分のこと。

②平成29年度分限処分件数(ここでいう「法」とは地方公務員法を指す。以下同じ。)

(単位：人)

種 類		降任	免職	休職	降給	合計	失職
事 由							
人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績がよくない場合	法第28条第1項第1号					0	0
心身の故障の場合	法第28条第1項第2号、第2項第1号			30		30	0
職務に必要な適格性を欠く場合	法第28条第1項第3号					0	0
職制、定数の改廃、予算の減少による過員を生じた場合	法第28条第1項第4号					0	0
刑事事件に関し起訴された場合	法第28条第2項第2号			1		1	0
条例で定める事由による場合	法第27条第2項					0	0
計		0	0	31	0	31	0
地公法第28条第4項により失職した者		0	0	0	0	0	1
地公法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者		0	0	0	0	0	0

(注) 件数は平成29年度中に発令したものを。

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、当該公務員に職務上の義務違反、その他、単なる労使関係の見地においてではなく、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務することをその本質的な内容とする勤務関係の見地において、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため科される制裁であり、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

①懲戒処分の種類(効果)

- ア 戒告 職員の服務規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分のこと。
- イ 減給 一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分のこと。
- ウ 停職 職員を懲罰として職務に従事させない処分のこと。
- エ 免職 職員を懲罰として義務違反を行った職員の身分を奪い、勤務関係から排除する処分のこと。

②平成29年度懲戒処分件数

(単位：人)

種 類		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
事 由							
法令に違反した場合	法第29条第1項第1号	2				2	2
職務上の義務違反又は職務を怠った場合	法第29条第1項第2号	1		1		2	8
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	法第29条第1項第3号			1	1	2	1
計		3	0	2	1	6	11

(注1) 件数は平成29年度中に発令したものを。

(注2) 臨時職員、非常勤職員を含みます。

7 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないものでありますが、例外的に法律又は条例に特別の定めがある場合には免除されます。

免除の状況に関するもの（平成29年度）

（単位：件）

区 分	承認件数	左の主な内容
研修を受ける場合	16	
厚生に関する計画の実施に参加する場合	3,422	定期健康診断、人間ドック等
任命権者の定める場合	653	
選挙事務への従事によるもの	230	衆院選挙
組合事務への従事によるもの	0	
国勢調査等への従事によるもの	0	
その他	423	定年退職者説明会、再任用制度説明会等
計	4,091	

(2) 営利企業への従事等の制限

職員は、市長をはじめとする任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他の営利企業等の役員を兼ねること、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て何らかの事務又は事業に従事することができないこととされております。

① 制限される行為

- ア 営利企業等の役員を兼ねること。
- イ 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。
- ウ 報酬を得て何らかの事務又は事業に従事すること。

② 許可の状況（平成29年度実績）

（単位：件）

区 分	許可件数	左の主な内容
営利企業等の役員を兼ねること	3	市の出資する企業の役員への就任等
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	6	不動産の賃貸等
報酬を得て何らかの事務又は事業に従事すること	61	講師（市民病院医師）等
計	70	

（参考）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の規定に基づき、消防団員との兼職を認めた件数 ・ ・ ・ 18件

（注）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の施行に伴い、同法に基づく消防団員との兼職の承認を受けた場合は、地方公務員法第38条第1項の兼業許可を要しないこととされています。

8 職員の退職管理の状況

(1) 平成29年度職種別事由別退職者数

(単位：人)

職種	定年退職	勸奨退職	普通退職	任期満了	その他				合計
					分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職	23	0	14	22	0	1	0	2	62
医療職	5	4	32	3	0	0	0	0	44
消防職	5	1	4	0	0	0	0	1	11
企業職	6	1	1	15	0	0	0	1	24
技能労務職	3	0	3	13	0	0	0	0	19
教育職	0	0	7	0	0	0	0	0	7
計	42	6	61	53	0	1	0	4	167

(2) 退職者の再就職状況

	退職者数	うち 営利企業等への再就職者数		うち 営利企業等以外への再就職者数 (※2)		市への再就職者数 (※3)	
		市が出資する公社等	その他民間団体等	国、地方公共団体等	地方独立行政法人	再任用	その他(非常勤特別職等)
全体	157	1	14	9	0	46	8
うち課長級以上の退職者	34	1	6	5	0	13	0

※1平成28年8月1日以降に退職した職員。ただし臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)を除きます。

※2営利企業等以外への再就職者については、条例に基づく届出及び公表の対象外ですが、職員の再就職に係る公平性、透明性を高めることを目的に、任意で公表するものです。

※3市への再就職者数には、青森地域広域事務組合に再就職した者を含みます。

(3) 退職管理制度について

平成22年度に制定した「青森市退職職員の再就職の取扱いに関する要綱」に基づき、平成23年3月31日以降の退職者を対象に、退職後の営業活動等の自粛要請及び再就職状況の届出並びに再就職状況の公表について実施してきたところですが、平成26年5月に改正された地方公務員法及びそれに基づき制定した「青森市職員の退職管理に関する条例」並びに「青森市職員の退職管理に関する規則」に基づき、平成28年3月31日以降の退職者からは、新たな退職管理制度に移行しています。

【参考】退職管理制度概要

○再就職情報の届出及び公表に関する取扱い(青森市職員の退職管理に関する条例及び規則に基づく)

退職時職員区分	退職時職位	再就職情報の届出 (退職後2年間に再就職した場合)		再就職情報の公表内容	
		再任用の場合	再就職した場合	再任用の場合	再就職した場合
一般職員	課長級以上	×	○	氏名等	氏名等
	主幹級以下	×	○	件数	件数
再任用職員(フル・短時間)		×	○	×	件数

(注) 営利企業等以外への再就職者については条例に基づく届出及び公表の対象外ですが、職員の再就職に係る公平性、透明性を高めることを目的に、任意で再就職情報を公表します。

○退職管理に係る規制違反に対する罰則等(地方公務員法に基づく)

区分	規制違反の内容	罰則等
元職員による働きかけ	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合 (不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。)	10万円以下の過料
	元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会(公平委員会)へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象
再就職あつせん	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役
求職活動	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役

9 職員の研修の状況

研修実績（平成29年度）

（単位：人）

事業区分	実施区分	研修名	対象職員	実績	
必修研修	階層別研修	新採用職員研修（前期）	29年度採用職員	56	
		新採用職員研修（中期）	29年度採用職員	60	
		新採用職員研修（後期）	29年度採用職員	46	
		採用三年目主事級職員研修	27年度採用職員	73	
		中堅職員研修（市の方向性・政策形成）	25年度採用職員（上級） 23年度採用職員（初級）	38	
		中堅職員研修（接遇）	25年度採用職員（上級） 23年度採用職員（初級）	58	
		新任主査級職員研修（主査級職員の役割）	29年度新任主査級職員	56	
		新任主査級職員研修（接遇）	29年度新任主査級職員	56	
		新任チームリーダー職員研修 （新任チームリーダーとしての役割と責任・防災のしくみ）	29年度新任チームリーダー	33	
		新任チームリーダー職員研修（会計・公務員倫理）	29年度新任チームリーダー	30	
		新任チームリーダー職員研修（クレーム対応）	29年度新任チームリーダー	35	
		新任チームリーダー職員研修（能力評価）	29年度新任評価者	29	
		新任チームリーダー職員研修（メンタルヘルス）	29年度新任チームリーダー	32	
		二年目チームリーダー職員研修（ハラスメント）	二年目チームリーダー	30	
		新任課長職員研修（課長の役割・防災のしくみ）	29年度新任課長職員	56	
		新任課長職員研修（リスクマネジメント）	29年度新任課長職員	8	
	管理者研修（情報リテラシー）	課長級以上の職員	115		
	特別研修	青函合同政策立案研修	部等の長が指名する者	10	
		住民基本台帳ネットワークシステム新任操作者研修 公的個人認証サービス新任業務担当者研修	住民基本台帳ネットワークシステム新任操作担当 公的個人認証サービス新任業務担当	20	
		資格取得研修等（社会福祉主事研修を含む）	部等の長が指名する者等	46	
		会計庶務事務研修	各課等における会計事務担当職員	63	
		会計処理・公金取扱事務等研修	現金出納員 分任出納員	27	
		接遇研修（窓口担当職員等）	所属長が指名する者	131	
		AED講習	所属長が指名する者	51	
		不当要求防止責任者講習	窓口業務、賦課徴収業務、許認可業務、担当部署の各課 等の長及び、各課等の長が指名したチームリーダー	31	
		管理者セミナー	課長級以上の職員	199	
		組織要請研修	部等の長が指名する者	67	
		必修研修-小計			
自己啓発研修		県実施	通信教育	希望者	4
	自治大学校実施	eラーニング	希望者	2	
自己啓発研修-小計				6	
派遣研修	実務研修	総務省（H28年10月派遣）	29年度派遣者（公募）	1	
		経済産業省	27年度派遣者（指名）	1	
		青森県（実務研修制度）	29年度派遣者（公募・推薦）	2	
		弘前大学（食料科学研究所）	29年度派遣者（公募・推薦）	1	
	実務研修以外	東北自治研修所	希望者	2	
		短期研修（市町村アカデミー等）	部等の長が指名する者等	11	
		選択研修	希望者	13	
		法務研修「政策法務塾」	希望者	3	
	せんだい大志塾	希望者	1		
派遣研修-小計				35	
合計				1,497	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況（平成29年度）

区 分	項目	受診者数
定期健康診断	身体測定・視力・聴力・診察	1,659
	胸部X線	1,330
	心電図	912
	尿検査	1,464
	血圧	1,659
	血液検査	1,657
特 殊 健 康 診 断		252
希 望 者 検 診	人間ドック（基本）	986
	人間ドック（肺）	121
	人間ドック（脳）	145
	人間ドック（女性）	283
雇 入 時 健 康 診 断		74
計（延べ）		10,542

(2) 公務災害の発生状況（平成29年度）

区 分	申請件数	認定件数	不認定件数	継続審議件数
公務災害	18	18	0	0
通勤災害	3	3	0	0

(3) 職員互助会の設置状況（平成29年4月1日現在）

互 助 会 名	会員者数
青森市職員互助会	2,624
青森市交通部共済会	120
青森市水道部職員互助会	142

(4) 青森県市町村職員共済組合及び職員互助会の給付事業（主なもの）

事 項	共済組合	職員互助会
結 婚	-	結婚祝金
死 亡	埋葬料	死亡弔慰金
病 気・けが	療養費	入院見舞金
災 害	災害見舞金	災害見舞金
出 産	出産費	出産祝金
入 学・卒 業	-	入学・卒業祝金
永 年 勤 続	-	永年勤続給付金
育 児 休 業	育児休業手当金	-
介 護 休 業	介護休業手当金	介護休業給付金
病 気 休 業	傷病手当金	病気休業給付金

（注）職員互助会の給付事業は、会員掛金だけで運営しています。

(5) 勤務条件に関する措置要求の状況

平成29年3月31日現在 継続件数	平成29年度中 措置要求件数	平成29年度中 処理件数	平成30年3月31日現在 継続件数
0	0	0	0

(6) 不利益処分に関する不服申立ての状況

区分	平成29年3月31日現在 継続件数	平成29年度中 不服申立て件数	平成29年度中 処理件数	平成30年3月31日現在 継続件数
分限処分	0	0	0	0
懲戒処分	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

1 1 等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	主事又は技師の職務	196	13.6	部付 主事 技師	4 161 31	574	39.9	主事級
2	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	378	26.2	部付 主事 技師 司書 保育士 専任員	3 246 53 1 6 69			
3	主査の職務	470	32.7	部付 主査 主任司書 文化財主査 専任員 室長（TL）	4 451 4 3 7 1	470	32.7	主査級
4	主幹の職務	81	5.6	部付 主幹（TL） 主幹	1 57 23	196	13.6	主幹級
5	高度の知識又は経験を必要とする主幹の職務	115	8.0	部付 主幹（TL） 主幹 副所長 所長	1 95 15 1 3			
6	課長又は副参事の職務	138	9.6	部付 課長 副参事 支所長 室長 館長 所長 事務長 事務局次長 場長 分室長	2 44 73 5 1 2 5 2 2 1 1	138	9.6	課長級
7	次長又は参事の職務	37	2.6	次長 参事 所長 副所長 事務局次長 副会計管理者	10 23 1 1 1 1	37	2.6	次長級
8	部長又は理事の職務	24	1.7	部長 理事 事務局長 教育部長 副所長 会計管理者	10 6 5 1 1 1	24	1.7	部長級
9	重要な業務を所掌する部長の職務	0	0.0					
合計		1,439	100.0					

公安職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	係員の職務	0	0.0					主事級
2	主任、副主任又は高度の知識若しくは経験を必要とする係員の職務	0	0.0					
3	主査、係長又は隊長（以下「主査等」という。）の職務	0	0.0					主査級
4	主幹、分署長又は高度の知識若しくは経験を必要とする主査等の職務	2	100.0	部付	2	2	100.0	主幹級
5	課長又は副所長の職務	0	0.0					課長級
6	署長の職務	0	0.0					
合計		2	100.0					

教育行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	指導主事又は社会教育主事（次項において「指導主事等」という。）職務	0	0.0					
2	主査又は相当高度の知識若しくは経験を必要とする指導主事等の職務	0	0.0					
3	主幹、主任指導主事又は管理主事の職務	0	0.0					
4	課長、所長又は副参事の職務	0	0.0					
合計		0						

教育行政職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	指導主事又は社会教育主事（次項において「指導主事等」という。）職務	0	0.0		0	0	0.0	主事級
2	主査又は相当高度の知識若しくは経験を必要とする指導主事等の職務	15	68.2	主査	15	15	68.2	主査級
3	主幹、主任指導主事又は管理主事の職務	2	9.1	主幹（TL）	2	2	9.1	主幹級
4	課長、所長又は副参事の職務	5	22.7	課長 副参事	2 3	5	22.7	課長級
合計		22	100.0					

医療職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）の職務	7	11.7	医師	7	7	11.7	主事級
2	副医療局長、部長、副部長若しくは中央手術センター長（以下「部長等」という。）又は相当の経験を必要とする医師等の職務	13	21.7	部長（医師） 副部長（医師）	8 5	46	76.7	課長級
3	副院長、医療局長、心臓・血管センター長若しくは室長（以下「副院長等」という。）又は相当の経験を必要とする部長等の職務	36	60.0	部長（医師） 副医療局長 副院長	32 1 3	4	6.6	次長級
4	院長、保健所長又は相当の経験を必要とする副院長等の職務	4	6.6	副院長 院長 所長	1 2 1	3	5.0	部長級
合計		60	100.0					

医療職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士若しくは言語聴覚士（学歴免許が短大卒のものに限る。以下「短大卒栄養士等」という。）、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又は柔道整復師（以下「診療放射線技師等」という。）の職務	2	1.7	栄養士 臨床工学技士	1 1	61	51.3	主事級
2	薬剤師、獣医師若しくは栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士若しくは言語聴覚士（学歴免許が大学卒のものに限る。以下「大学卒栄養士等」という。）又は高度の技術、経験を必要とする短大卒栄養士等若しくは診療放射線技師等の職務	59	49.6	薬剤師 栄養士 理学療法士 作業療法士 診療放射線技師 臨床検査技師 臨床工学技士 言語聴覚士 獣医師	16 6 3 1 11 16 2 2 2			
3	主任薬剤師、主任診療放射線技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任歯科衛生士、主任歯科技工士、主任栄養士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任視能訓練士又は主査（以下「主任薬剤師等」という。）の職務	16	13.5	主査 主査（TL） 主任薬剤師 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任理学療法士 主任臨床工学技士	3 1 5 3 2 1 1	44	37.0	主査級
4	副薬剤長、診療放射線副技師長、副理学療法士長、臨床検査副技師長若しくは主幹（以下「副薬剤長等」という。）又は高度の技術若しくは経験を必要とする主任薬剤師等の職務	28	23.5	主査 主任薬剤師 主任診療放射線技師 主任臨床検査技師 主任栄養士 主任理学療法士 主任作業療法士 主任歯科衛生士 主任歯科技工士 主任臨床工学技士 主任視能訓練士 副薬剤長 診療放射線副技師長 臨床検査副技師長	1 2 7 5 1 1 3 2 1 1 1 1 1 1 1			
5	副医療技術局長、薬剤長、診療放射線技師長、臨床検査技師長若しくは課長、所長若しくは副参事又は高度の技術若しくは経験を必要とする副薬剤長等の職務	13	10.9	主幹（TL）	1	10	8.4	主幹級
				副薬剤長 診療放射線副技師長 臨床検査副技師長 診療放射線技師長 副理学療法士長 臨床検査技師長 薬剤長 臨床検査技師長 診療放射線技師長 副医療技術局長	1 2 2 1 1 1 1 1 1 1			
6	医療技術局長若しくは次長、参事又は高度の技術若しくは経験を必要とする薬剤長の職務	1	0.8	参事	1	1	0.8	次長級
合計		119	100.0					

医療職給料表（三）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	准看護師の職務	0	0.0		0	341	76.5	主事級
2	保健師、助産師、看護師、高度の技術若しくは経験を必要とする准看護師又は専任教員の職務	341	76.5	専任教員 看護師 保健師 准看護師	3 315 21 2			
3	主査、主任看護師又は教務主任（以下「主任看護師等」という。）の職務	9	2.0	主査 主任看護師	3 6	68	15.2	主査級
4	高度の技術又は経験を必要とする主任看護師等の職務	59	13.2	主査 教務主任 主任看護師	12 2 45			
5	看護師長又は教務主幹の職務	27	6.1	主幹（TL） 教務主幹 看護師長	5 1 21	27	6.1	主幹級
6	看護局長、総看護師長、副看護局長又は総括教務主幹の職務	10	2.2	課長 副参事 総括教務主幹 総看護師長 副看護局長	2 2 1 1 4	10	2.2	課長級
合計		446	100.0					

技能労務職員等給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	技能技師又は技能主事の職務	0	0.0					
2	相当の技能又は経験を必要とする技能技師及び技能主事の職務	24	11.3	専任員 技能主事	22 2	213	100.0	技能労務職
3	高度の技能又は経験を必要とする技能技師又は技能主事の職務	20	9.4	技能技師 技能主事	5 15			
4	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師又は技能主事の職務	72	33.8	技能技師 技能主事	30 42			
5	主任技能技師又は主任技能主事の職務	97	45.5	主任技能技師 主任技能主事	53 44			
合計		213	100.0					

企業職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	主事及び技師等(以下「主事等」という。)の職務	11	5.8	主事 技師	1 10	64	33.5	主事級
2	高度の知識又は経験を必要とする主事等の職務	53	27.7	主事 技師 専任員	8 26 19			
3	主査並びにこれに相当する職務	86	45.0	主査（TL） 主査 専任員	2 83 1	86	45.0	主査級
4	主幹並びにこれに相当する職務(以下「主幹等」という。)	12	6.3	主幹（TL） 主幹 所長 専門検査員	6 4 1 1	27	14.1	主幹級
5	高度の知識又は経験を必要とする主幹等の職務	15	7.9	主幹（TL） 主幹	13 2			
6	課長及び副参事並びにこれに相当する職務	10	5.2	課長 副参事	6 4	10	5.2	課長級
7	次長及び参事並びにこれに相当する職務	1	0.5	参事	1	1	0.5	次長級
8	部長及び理事並びにこれに相当する職務	3	1.6	部長 理事	2 1	3	1.6	部長級
9	重要な業務を所掌する部長並びにこれに相当する職務	0	0.0			0		
合計		191	100.0					

企業職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	運輸主事、運転士又は整備士の職務	0	0.0					
2	相当の技能又は経験を必要とする運輸主事、運転士又は整備士の職務	22	19.3	専任員 運輸主事 運転士	17 1 4	114	100.0	技能労務職
3	副主任運輸主事、副主任運転士又は副主任整備士の職務	12	10.5	副主任運輸主事 副主任運転士	2 10			
4	高度の技能又は経験を必要とする副主任運輸主事、副主任運転士又は副主任整備士の職務	66	57.9	副主任運輸主事 副主任運転士 副主任整備士	10 52 4			
5	主任運輸主事、主任運転士又は主任整備士の職務	14	12.3	主任運輸主事 主任運転士	4 10			
合計		114	100.0					